

工事等に係る設計金額の公表時期に係る基準

1 工事、委託（建設工事に係る設計、調査、測量若しくは監理、又は土木施設維持管理）（以下「工事等」という。）に係る設計金額は、原則事後公表（落札者決定後に公表）とする。

ただし、次の工事等は設計金額を事前公表（公告又は指名通知時に公表）とする。

種 別	対象金額（税込み）
工事	1, 0 0 0 万円未満
建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託	5 0 0 万円未満
土木施設維持管理の委託	5 0 0 万円未満

2 契約の性質等により、決裁権者が上記 1 の基準によりがたいと判断したものについては、適用しないことができる。

（適用日）

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知する競争入札に適用する。